広島県告示第三百二十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和七年三月二十七日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

所在地	土砂災害警戒区域				土砂災害特別警戒区域		
広島県呉市吉浦潭鼓町、同市吉浦新出町及び同市吉浦東本町四丁目地内	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示		区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示
	吉浦潭鼓町六（七八四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		吉浦潭鼓町六（七八四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	宇根川・笠岩川（一〇八ｊ）	土石流	次の図のとおり				
	吉浦大川（一〇六ｅ）	土石流	次の図のとおり		吉浦大川（一〇六ｅ）	土石流	次の図のとおり
	吉浦大川（一〇六ｆ）	土石流	次の図のとおり		吉浦大川（一〇六ｆ）	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所呉支所に備え置いて縦覧に供する。